

貨物（物品）		技術	
政令	省令	政令	省令
輸出令 第3の2項	貨物等省令 第2条の2	外為令 3の2項	貨物等省令 第15条の3
第3の2項(1) 細菌製剤の原料として 用いられる 生物 毒素・そのサブユニット 遺伝子	第1項	第1号～第6号の 貨物（物品）の ●設計・製造のための 設計プログラム ●設計・製造に係る 技術 ●上記プログラムの 設計・製造に係る 技術	
第3の2項(2) 1 物理的封じ込めに 用いられる装置	第2項	第1号 (イ)レベルP3・P4の装置 (ロ)レベルP3・P4の装置 <以下, スペック省略> 第6号 (イ) - (ロ)チャンバー・アイソレータ・他 <以下, スペック省略>	
第3の2項(2) 2 発酵槽・その部分品	第2号	発酵槽・その部分品 <以下, 詳細とスペック省略>	第2号～第5の2号の 貨物（物品）の ●設計・製造・使用の ための設計プログラム ●設計・製造・使用に 係る技術 ●上記プログラムの 設計・製造・使用に 係る技術
第3の2項(2) 3 遠心分離機	第3号	連続式の遠心分離機 <以下, 詳細とスペック省略>	
第3の2項(2) 4 クロスフローろ過用装置・ その部分品	第4号	クロスフローろ過用装置 <以下, 詳細とスペック省略>	
第3の2項(2) 5 凍結乾燥器	第4号の2	その部分品	
第3の2項(2) 5の2 噴霧乾燥器	第5号	凍結乾燥器 <以下, 詳細とスペック省略>	
	第5号の2	噴霧乾燥器 <以下, 詳細とスペック省略>	
貨物（物品）		技術	
政令	省令	政令	省令
輸出令 第3の2項	貨物等省令 第2条の2	外為令 3の2項	貨物等省令 第15条の3
第3の2項(2) 6 物理的封じ込め施設に おいて用いられる 防護のための装置	第2項	第6号 物理的封じ込め施設において 用いられる防護のための装置 <以下, 詳細とスペック省略>	第6号～第9号の 貨物（物品）の ●設計・製造・使用の ための設計プログラム ●設計・製造・使用に 係る技術 ●上記プログラムの 設計・製造・使用に 係る技術
第3の2項(2) 7 粒子状物質の吸入試験用 装置	第7号	粒子状物質の吸入試験に用いるように 設計された装置 <以下, 詳細とスペック省略>	
第3の2項(2) 8 噴霧器・煙霧機・ これらの部分品	第8号	噴霧器・煙霧機・これらの部分品 <以下, 詳細とスペック省略>	
第3の2項(2) 9 核酸の合成・核酸と核酸 との結合を行う装置	第9号	核酸の合成・核酸と核酸との結合を 行う装置 ●一部 or 全部が自動化 ●1回の稼働で, 連続長さ1.5 kbを 超える核酸をエラー率5%未満で 生成できる	

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	研究開発 二種省令 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目 (ウイルス (ワクチンを除く))	感染対象	クラス	
1項 第一号	エボラウイルス属の全てのウイルス / ガナリトウイルス / クリミア・コンゴ出血熱ウイルス / サビアウイルス / チャパレウイルス / 痘瘡ウイルス / ニパウイルス / フニンウイルス / ヘンドラウイルス / マチュポウイルス / マールブルグウイルス属の全てのウイルス / ラッサウイルス / ルヨウイルス	ヒト・動物	4	△第一号に該当する貨物の 設計または製造するために 設計したプログラム ●第一号に該当する貨物の 設計または製造に係る技術
	アフリカ馬疫ウイルス / アフリカ豚熱ウイルス / アンデスウイルス / 黄熱ウイルス / オムスク出血熱ウイルス / キャサヌール森林病ウイルス / 牛疫ウイルス / 口蹄疫ウイルス / 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5またはH7のH抗原を有するものに限る) / SARSコロナウイルス / 再構成1918年インフルエンザウイルス / 小反芻獣疫ウイルス / シンノンブレウイルス / 西部ウマ脳炎ウイルス / セントルイス脳炎ウイルス / ソウルウイルス / ダニ媒介脳炎ウイルス (極東型に限る) / チクングニアウイルス / 跳躍病ウイルス / 東部ウマ脳炎ウイルス / ドブラバーベルグレドウイルス / ハンタンウイルス / 豚熱ウイルス / ベネズエラウマ脳炎ウイルス / ポワッサンウイルス / MERSコロナウイルス / マレー渓谷脳炎ウイルス / ラグナネグラウイルス / ランピースキン病ウイルス / リッサウイルス属のウイルス (狂犬病ウイルスを含む) / リフトバレー熱ウイルス / リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス	ヒト・動物	3	●上記プログラムの 設計または製造に係る技術
	サル痘ウイルス / 水疱性口炎ウイルス / 日本脳炎ウイルス / ニューカッスル病ウイルス / 豚水疱病ウイルス / 豚テシオウイルス / 豚ヘルペスウイルス-1 / ヤギ痘ウイルス / 羊痘ウイルス	ヒト・動物	2	
	オロポーチウイルス / テュクロウイルス / ブルータングウイルス / ロシオウイルス アンデア・ポテト・ラテント・ウイルス / ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド	ヒト・動物 植物	規定なし 規定なし	

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって、経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
(= 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

クラス	病原性	伝播性
4	高	高
3	高	低
2	低	—

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	感染症予防法 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目 (ウイルス (ワクチンを除く))	感染対象	特定病原体等	
1項 第一号	エボラウイルス属の全てのウイルス / ガナリトウイルス / クリミア・コンゴ出血熱ウイルス / サビアウイルス / チャパレウイルス / 痘瘡ウイルス / フニンウイルス / マチュポウイルス / マールブルグウイルス属の全てのウイルス / ラッサウイルス	ヒト・動物	一種	△第一号に該当する貨物の 設計または製造するために 設計したプログラム
	SARSコロナウイルス	ヒト・動物	二種	●第一号に該当する貨物の 設計または製造に係る技術
	アンデスウイルス / オムスク出血熱ウイルス / キャサヌール森林病ウイルス / サル痘ウイルス / シンノンブレウイルス / 西部ウマ脳炎ウイルス / ソウルウイルス / ダニ媒介脳炎ウイルス (極東型に限る) / 東部ウマ脳炎ウイルス / ドブラバーベルグレドウイルス / ニパウイルス / ハンタンウイルス / ベネズエラウマ脳炎ウイルス / ヘンドラウイルス / MERSコロナウイルス / ラグナネグラウイルス / リッサウイルス属のウイルス (狂犬病ウイルスを含む) / リフトバレー熱ウイルス	ヒト・動物	三種	
	黄熱ウイルス / 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5またはH7のH抗原を有するものに限る) / 日本脳炎ウイルス	ヒト・動物	四種	●上記プログラムの 設計または製造に係る技術
	アフリカ馬疫ウイルス / アフリカ豚熱ウイルス / オロポーチウイルス / 牛疫ウイルス / 口蹄疫ウイルス / 再構成1918年インフルエンザウイルス / 小反芻獣疫ウイルス / 水疱性口炎ウイルス / セントルイス脳炎ウイルス / チクングニアウイルス / 跳躍病ウイルス / テュクロウイルス / ニューカッスル病ウイルス / 豚熱ウイルス / 豚水疱病ウイルス / 豚テシオウイルス / 豚ヘルペスウイルス-1 / ブルータングウイルス / ポワッサンウイルス / マレー溪谷脳炎ウイルス / ヤギ痘ウイルス / 羊痘ウイルス / ランピースキン病ウイルス / リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス / ルヨウイルス / ロシオウイルス アンデア・ポテト・ラテント・ウイルス / ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド	ヒト・動物	規定なし	
	植物	規定なし		

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物, 毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって, 経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

特定病原体等

一種 所持等の禁止 (指定法人のみ所持可能)

二種 所持等の許可 (厚労大臣の許可を受けて所持可能)

三種 所持等の届出 (厚労大臣へ事後届出)

四種 基準の遵守

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	研究開発 二種省令 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目 (細菌 (ワクチンを除く))	感染対象	クラス	
1項 第二号	ウシ流産菌 / 牛肺疫菌 (小コロニー型) / コクシエラ属バーネッティイ / 炭疽菌 / チフス菌 / 発疹チフスリケッチア / 鼻疽菌 / ブタ流産菌 / ペスト菌 / マルタ熱菌 / 野兔病菌 / 類鼻疽菌	ヒト・動物	3	△第二号に該当する貨物の設計または製造するために設計したプログラム ●第二号に該当する貨物の設計または製造に係る技術 ●上記プログラムの設計または製造に係る技術
	アルゲンチネンス菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る) / ウェルシュ菌 (イプシロン毒素産生型のものに限る) / オウム病クラミジア / コレラ菌 / 志賀赤痢菌 / 腸管出血性大腸菌 (血清型O26, O45, O103, O104, O111, O121, O145およびO157) / ブチリカム菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る) / ボツリヌス菌 / 山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株	ヒト・動物	2	
	バラチ菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る)			

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物，毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって，経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
(← 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

クラス	病原性	伝播性
4	高	高
3	高	低
2	低	—

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	感染症予防法 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目 (細菌 (ワクチンを除く))	感染対象	特定病原体等	
1項 第二号	炭疽菌 / ペスト菌 / ボツリヌス菌 / 野兔病菌	ヒト・動物	二種	△第二号に該当する貨物の設計または製造するために設計したプログラム ●第二号に該当する貨物の設計または製造に係る技術 ●上記プログラムの設計または製造に係る技術
	ウシ流産菌 / コクシエラ属バーネッティイ / 鼻疽菌 / ブタ流産菌 / マルタ熱菌 / 類鼻疽菌	ヒト・動物	三種	
	オウム病クラミジア / コレラ菌 / 志賀赤痢菌 / チフス菌 / 腸管出血性大腸菌 (血清型O26, O45, O103, O104, O111, O121, O145およびO157) /	ヒト・動物	四種	
	アルゲンチネンス菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る) / ウェルシュ菌 (イプシロン毒素産生型のものに限る) / 牛肺疫菌 (小コロニー型) / 発疹チフスリケッチア / バラチ菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る) /	ヒト・動物	規定なし	
	ブチリカム菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る) / 山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株			

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物，毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって，経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

特定病原体等

- 一種 所持等の禁止 (指定法人のみ所持可能)
- 二種 所持等の許可 (厚労大臣の許可を受けて所持可能)
- 三種 所持等の届出 (厚労大臣へ事後届出)
- 四種 基準の遵守

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	研究開発 二種省令 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目 (毒素 (免疫毒素を除く))	感染対象	クラス	
1項 第三号	アフラトキシン / アブリン / ウェルシュ菌毒素 (α, β1, β2, ε または ι の毒素に限る) / HT-2トキシン / 黄色ブドウ球菌毒素 (腸管毒素, α 毒素および毒素性ショック症候群毒素) / ゴニオトキシン / コノトキシン / ジアセトキシシルペノール / 志賀毒素 / T-2トキシン / テトロドトキシン / ノジュラリン / パリトキシン / ビスカミン / ブレベトキシン / ボツリヌス毒素 / ボルケンシン / ミクロシスチン / モデシン	ヒト・動物	規定なし	△第三号に該当する貨物の (第四号に該当する貨物の) 設計または製造するために 設計したプログラム ●第三号に該当する貨物の (第四号に該当する貨物の) 設計または製造に係る技術
項番	項目	感染対象	クラス	
1項 第四号	前号に該当するもののサブユニット	ヒト・動物	規定なし	●上記プログラムの 設計または製造に係る技術

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物, 毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって, 経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
(← 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

クラス	病原性	伝播性
4	高	高
3	高	低
2	低	—

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	感染症予防法 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目 (毒素 (免疫毒素を除く))	感染対象	特定病原体等	
1項 第三号	ボツリヌス毒素	ヒト・動物	二種	△第三号に該当する貨物の (第四号に該当する貨物の) 設計または製造するために 設計したプログラム ●第三号に該当する貨物の (第四号に該当する貨物の) 設計または製造に係る技術 ●上記プログラムの 設計または製造に係る技術
	志賀毒素	ヒト・動物	四種	
	アフラトキシン / アプリン / ウェルシュ菌毒素 (α, β1, β2, ε または ι の毒素に限る) / HT-2トキシン / 黄色ブドウ球菌毒素 (腸管毒素, α 毒素および毒素性ショック症候群毒素) / ゴニオトキシン / コノトキシン / ジアセトキシシルペノール / T-2トキシン / テトロドトキシン / ノジュラリン / パリトキシン / ビスカミン / プレベトキシン / ボルケンシン / ミクロシスチン / モデシン	ヒト・動物	規定なし	
項番	項目	感染対象	特定病原体等	
1項 第四号	前号に該当するもののサブユニット	ヒト・動物	同上	

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物，毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって，経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

特定病原体等

一種 所持等の禁止 (指定法人のみ所持可能)

二種 所持等の許可 (厚労大臣の許可を受けて所持可能)

三種 所持等の届出 (厚労大臣へ事後届出)

四種 基準の遵守

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	研究開発 二種省令 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目（細菌または菌類）	感染対象	クラス	
1項 第五号	コクシジオイデス・イミチス / コクシジオイデス・ポサダシ クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス / コレトトリクム・カーハワイ / ザントモナス・アルピリネアンス / ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ / ザントモナス・シトリ・パソバー・シトリ / シンキトリウム・エンドビオチクム / スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ / セカフォラ・ソラニ / チレチア・インディカ / バイポラリス・オリゼ / プクシニア・グラミニス亜種グラミニス・バラエティー・グラミニス / プクシニア・ストリイフォルミス / プセウドセルコスポラ・ウレイ / ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス / マグナポルテ・オリゼ / ラルストニア・ソラナセアルム・レース3および次亜種2	ヒト・動物 植物	3 規定なし	△第五号に該当する貨物の 設計または製造するために 設計したプログラム ●第五号に該当する貨物の 設計または製造に係る技術 ●上記プログラムの 設計または製造に係る技術

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物，毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって，経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
 (← 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

クラス	病原性	伝播性
4	高	高
3	高	低
2	低	—

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	感染症予防法 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目（細菌または菌類）	感染対象	特定病原体等	
1項 第五号	コクシジオイデス・イミチス コクシジオイデス・ポサダシ クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス / コレトトリクム・カーハワイ / ザントモナス・アルピリネアンズ / ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ / ザントモナス・シトリ・パソバー・シトリ / シンキトリウム・エンドピオチクム / スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ / セカフォラ・ソラニ / チレチア・インディカ / バイポラリス・オリゼ / ブクシニア・グラミニス亜種グラミニス・バラエティー・グラミニス / ブクシニア・ストリイフォルミス / プセウドセルコスポラ・ウレイ / ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス / マグナポルテ・オリゼ / ラルストニア・ソラナセアルム・レース3および次亜種2	ヒト・動物 ヒト・動物 植物	三種 規定なし 規定なし	△第五号に該当する貨物の 設計または製造するために 設計したプログラム ●第五号に該当する貨物の 設計または製造に係る技術 ●上記プログラムの 設計または製造に係る技術

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物，毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって，経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

特定病原体等

一種 所持等の禁止（指定法人のみ所持可能）

二種 所持等の許可（厚労大臣の許可を受けて所持可能）

三種 所持等の届出（厚労大臣へ事後届出）

四種 基準の遵守

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	研究開発 二種省令 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
貨物等省令 第2条の2				
項番	項目	感染対象	クラス	
1項 第六号	遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、または改変されたものを含む）であってつぎのいずれかを有するものまたは遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクターおよび復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む）であってつぎのいずれかの塩基配列を有するもの			△第六号に該当する貨物の設計または製造するために設計したプログラム
	イ 第一号に該当するものの遺伝子またはこれを翻訳した生産物	(ヒト・動物) (植物)	規定無し	●第六号に該当する貨物の設計または製造に係る技術
	ロ 第二号または前号に該当するものの遺伝子のうち、人、動物もしくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（これを転写し、または翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む）または病原性を付与し、若しくは増強することができるもの（血清型O26, O45, O103, O104, O111, O121, O145, O157その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素またはそのサブユニットの遺伝要素をもつものに限る）を有するもの以外のものを除く）	(ヒト・動物) (植物)	規定無し	●上記プログラムの設計または製造に係る技術
	ハ 第三号または第四号に該当するもの	(ヒト・動物)	規定無し	

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物，毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって，経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
(≒ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

クラス	病原性	伝播性
4	高	高
3	高	低
2	低	—

輸出令 第3の2項(1) [★1]		AG [★2]	感染症予防法 [★3]	外為令 別表 3の2項(1)
項番	項目	感染対象	特定病原体等	
1項 第六号	遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、または改変されたものを含む）であってつぎのいずれかを有するものまたは遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクターおよび復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む）であってつぎのいずれかの塩基配列を有するもの			△第六号に該当する貨物の設計または製造するために設計したプログラム ●第六号に該当する貨物の設計または製造に係る技術 ●上記プログラムの設計または製造に係る技術
	イ 第一号に該当するものの遺伝子またはこれを翻訳した生産物	(ヒト・動物) (植物)	規定無し	
	ロ 第二号または前号に該当するものの遺伝子のうち、人、動物もしくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（これを転写し、または翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む）または病原性を付与し、若しくは増強することができるもの（血清型O26, O45, O103, O104, O111, O121, O145, O157その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素またはそのサブユニットの遺伝要素をもつものに限る）を有するもの以外のものを除く）	(ヒト・動物) (植物)	規定無し	
	ハ 第三号または第四号に該当するもの	(ヒト・動物)	規定無し	

★1 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物，毒素もしくはそのサブユニットまたは遺伝子であって，経済産業省令で定めるもの

★2 Australia Gr. Common Control List Handbook Vol. II

★3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

特定病原体等

- 一 種 所持等の禁止（指定法人のみ所持可能）
- 二 種 所持等の許可（厚労大臣の許可を受けて所持可能）
- 三 種 所持等の届出（厚労大臣へ事後届出）
- 四 種 基準の遵守